

静岡県告示第580号

県単独農業農村整備事業費等補助金交付要綱（平成8年静岡県告示第1018号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月16日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
別表				別表			
事業名	補助の対象		補助率	事業名	補助の対象		補助率
	採択基準	経費			採択基準	経費	
1 県単 独農業 農村整 備事業	農業生産基盤の整備を図るための事業で、次のいずれかに該当するもの (1) 農業用排水施設の新設又は変更であって、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により指定された農業振興地域（以下「農振地域」という。）内の農用地区域内での受益面積の1団地がおおむね5ヘクタール以上10ヘクタール未満（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村（以下	(略)	当該事業に要する経費の3分の1以内（ <u>新山村づくりプログラム策定事業及び山村振興地方連絡会活動事業実施要領（昭和52年6月15日付け農政第367号農業水産部長通知）による新山村づくり策定地域（以下「新山村づくりプ</u>	1 県単 独農業 農村整 備事業	農業生産基盤の整備を図るための事業で、次のいずれかに該当するもの (1) 農業用排水施設の新設又は変更であって、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により指定された農業振興地域（以下「農振地域」という。）内の農用地区域内での受益面積の1団地がおおむね5ヘクタール以上10ヘクタール未満（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村（以下	(略)	当該事業に要する経費の3分の1以内（振興山村及び過疎地域にあつては、50パーセント以内）

	<p>「振興山村」という。)及び過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項の規定により指定された地域(以下「過疎地域」という。)にあつては、1ヘクタール以上10ヘクタール未満)のもの</p>	<p>プログラム策定地域」という。)、振興山村及び過疎地域にあつては、50パーセント以内)</p>		<p>「振興山村」という。)及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)にあつては、1ヘクタール以上10ヘクタール未満)のもの</p>			
(2)~(7) (略)	(略)	(略)		(2)~(7) (略)	(略)		
	(略)	<p>当該事業に要する経費の3分の1以内(新山村づくりプログラム策定地域、振興山村及び過疎地域にあつては、50パーセント以内)</p>		(略)	<p>当該事業に要する経費の3分の1以内(振興山村及び過疎地域にあつては、50パーセント以内)</p>		
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

2 令和9年3月31日までの間は、改正後の県単独農業農村整備事業費等補助金交付要綱別表1の項中「)及び」とあるのは「)並びに」と、「過疎地域(」とあるのは「過疎地域及び同法附則第7条第1項に規定する市町村の区域(」とする。